

# 秋田県営繕工事単価決定要領

(適用)

第1 秋田県営繕工事積算基準第4(2)の規定に定める単価の決定は、この要領に定めるところによるものとする。

(用語の定義)

第2 この要領において使用する用語は、次の各項に定めるところによるもののほか、「公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」の定めるところによる。

- (1) 「協議会」とは、秋田県農林水産部及び建設部（以下、「秋田県二部」という。）の関係各課から構成する秋田県二部技術管理連絡協議会をいう。
- (2) 「特別調査資料」とは、秋田県二部が委託調査等により作成した資料をいう。
- (3) 「実施単価」とは、特別調査資料に基づき作成した単価をいう。
- (4) 「刊行物」とは、「建設物価（一般財団法人建設物価調査会発行）」、「積算資料（一般財団法人経済調査会発行）」、「建築コスト情報（一般財団法人建設物価調査会発行）」及び「建築施工単価（一般財団法人経済調査会発行）」をいう。
- (5) 「見積書」とは、材料単価及び市場単価を調査するために材料の生産者、取扱い商社等又は施工業者から徴したものをいう。
- (6) 「標準単価」とは、当該年度に用いる標準的な単価としてこの要領に基づき定めた単価をいう。

(労務単価の決定)

第3 労務単価は、実施単価による。

(材料単価の決定)

第4 材料単価は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 材料単価は、刊行物、見積書の順で採用する。
- (2) 刊行物による場合は次の各号に定めるところによる。
  - ア 刊行物は、直近に発行された刊行物を使用するものとし、価格の変動が著しい場合は速報等の価格を採用することができる。
  - イ 単価は、別に定めるものを除いて、最寄りの都市の価格を採用するものとする。
  - ウ 複数の刊行物に価格の記載がある場合は、安価な価格を採用するものとし、調査内容（取引条件、施工条件等）に差がある場合は、発注の実状に近い価格を採用する。
  - エ 公表価格で記載されている単価を採用する場合は、次の式により求めるものとし、端数処理を行う場合は、原則として四捨五入とする。なお、類似品目がない場合は、市況の取引の実態に則して低減するものとする。

$$\text{採用価格} = (B / A) \times C$$

A：類似品目の定価又は公表価格

B：類似品目の実取引価格又は刊行物に記載されている実勢価格

C：当該品目の定価又は公表価格

(3) 見積書による場合は次の各号に定めるところによる。

ア 見積りは取引価格とし3者以上から徴し、その最低価格を採用するものとする。

イ 見積価格の確認は(2)エの規定を準用するものとし、この場合「定価又は公表価格」を「見積価格」に読み替える。

ウ 見積価格の端数処理は、有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。

(複合単価の決定)

第5 歩掛りによる複合単価は、次の各項に定めるところによる。

(1) 複合単価は、第3及び第4により決定した単価を用いて「公共建築工事標準歩掛り（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」により算出するものとする。なお、単価算定時における金額（数量×単価）の有効桁は、小数点以下第2位までとする。

(2) 同標準に歩掛りの掲載がない単価は刊行物及び施工業者の見積書等の根拠を明らかにして算出することができるものとし、刊行物価格及び見積価格の取扱いは第4の規定を準用する。

(市場単価の決定)

第6 市場単価は、次の各項に定めるところによる。

(1) 市場単価は刊行物による。

(2) 刊行物価格の取扱いは第4(2)アからウの規定を準用する。

(材料単価及び市場単価の調査時期及び管理)

第7 標準単価に用いる材料単価及び市場単価にかかる刊行物による調査は、当年度の4月、7月、10月及び1月を基準月とする刊行物によるものとし、価格変動の管理は直近に発行された刊行物によって行うものとする。

(標準単価の決定及び改定の時期)

第8 標準単価の決定及び改定の時期は次の各項に定めるところによる。

(1) 標準単価は、第7の調査に基づき毎年度定めるものとする。

(2) 標準単価を構成する材料単価（普通コンクリートを除く。）は、県内全域について秋田市の価格を採用するものとし、秋田市の価格記載がない場合は、盛岡市、山形市、仙台市の順に近接都市の価格を採用するものとする。

(3) 同一年度の期間内において、第7の管理に基づく標準単価（労務単価を除く）の変動が5%を超える場合は、必要に応じ適切な時期を定めて改定できるものとする。

(4) 同一年度の期間内における労務単価の改訂は、実施単価の改定に基づき行うものとする。

## 附 則

- 1 この要領は、昭和57年 4月 1日から施行する。
- 1 この要領は、平成 8年 4月 1日から施行する。
- 1 この要領は、平成11年 5月 1日から施行する。
- 1 この要領は、平成12年 5月 1日から施行する。
- 1 この要領は、平成17年 5月20日から施行する。
- 1 この要領は、平成30年 5月 1日から施行する。
- 1 この要領は、令和 元年 6月 1日から施行する。
- 1 この要領は、令和 2年 4月 1日から施行する。